

---

## 欧州共同体の国際交通権及び名誉権

川崎 晴朗

はじめに .....	2
1. 国際交通権について .....	4
2. 国際機関の対外能力 .....	10
I 国の対外能力・国際機関の対外能力 .....	10
II 国家間の外交使節：その起源について .....	16
III 外交関係・領事関係に関する国際法 .....	20
3. 欧州共同体の名誉権 .....	23
おわりに .....	25

---

*La compétence pour des relations extérieures est de droit. Même en l'absence de stipulations formelles des traités et actes qui les instituent, les organisations internationales ont une compétence naturelle pour participer à la vie internationale.*

—Paul Reuter\*

## はじめに

筆者は、本月報の2006年度／No. 3に「欧州共同体が接受した初期の代表部」を、また2007年度／No. 1に「欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所」を寄せた。

欧州共同体は、1950年代の誕生以来、多数の第三国より代表部を継続的に接受してきたが、のち非国家主体（国際機関を含む。）からも連絡事務所を受け入れるようになり、また、EU 理事会及び欧州委員会は、やはり継続的に第三国及び非国家主体に対し代表部及び連絡事務所を派遣して今日に至っている。とくに欧州委員会は、現在では少なからざる第三国に代表部等を開設している。最近の状況は、第三国より欧州共同体に対する代表部の接受ぶりについては欧州委員会、*Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes et Représentations auprès de la Commission*（最新版は2007年6月版）のメイン・リストにより、また非国家主体（国際機関を含む。）より欧州委員会に対する連絡事務所の接受については同リストに付されている“Représentations auprès de la Commission”により、それぞれ示されている。一方、EU 理事会による国際機関、また欧州委員会による第三国及び他の国際機関に対する代表部及び連絡事務所の派遣ぶりについては、EU, *Official Directory of the European Union*（最新版は2006

---

\* *La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier* (Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1953), p. 117.

拙訳は次の通り。「国際機関が対外能力をもつことは（国際）法に適合している。設立条約等に明文の規定を欠く場合でも、国際機関は国際交通に参加する生来の能力を保持している。」

—07年版で、これは2006年7月の状況を示す。)のEU理事会及び欧州委員会の項でそれぞれ明らかにされている<sup>1)</sup>。

これらの代表部及び連絡事務所のほとんどは、国家間で交換されている外交使節団に与えられるステータスと同じ、またはこれにきわめて近いステータスを享受しているが、それでは、欧州共同体が国際法上の能動的（または積極的）及び受動的（または消極的）使節権（active and passive right of legation）の帰属主体であるといえるか。本稿を執筆した主目的は、この問題についての筆者の見解を述べることにある。

使節権は、国家が享有するいわゆる国際交通権の一部であるが、一般的に、国際機関が使節権を含む国際交通権を国家と同一の幅と内容とをもって行使することは、そもそも可能なのであろうか。本稿では、とくにこの角度から欧州共同体による使節権の行使の問題を眺めることとしたい。

また、欧州共同体が国家と同じように国際法上の名誉権を享有することができる

1) *Corps Diplomatique...*の“Représentations...”は、非国家主体が欧州委員会の許に開設した相当数の事務所を掲載している。現在では、国連諸機関（国連開発計画＝UNDP等）、国連専門機関（国際労働機関＝ILO等）のほか、欧州評議会、欧州自由貿易連合（EFTA）、アラブ連盟等が委員会に対する連絡事務所を置いているほか、香港及びマカオがそれぞれ経済・貿易事務所、マルタ騎士団が連絡事務所を設置しており、またパレスティナ総代表部がある。1965年及び1967年、中米機構（ODECA、現在の中米統合機構＝SICA）及び東アフリカ共同役務機構（EACSO、のちの東アフリカ共同体＝EAC）は、それぞれEEC委員会に対し連絡事務所を置いたが、いずれものちに閉鎖された。

一方、*Official Directory...*の欧州委員会の項にある“External delegations, representations and offices”は、委員会が派遣する代表部・事務所を（a）第三国及び（b）国際機関に分けて掲げているが、（a）には香港及び西岸・ガザ地区に対する欧州委員会の代表部が含まれている。また、欧州委員会は、2004年9月、セルビア・モンテネグロのコソヴォ特別自治州にGiorgio Mambertoを所長とする連絡事務所を置いた。（2006年6月3日、モンテネグロは独立を宣言、セルビア・モンテネグロは分裂した。）このほか、2003年3月10日、欧州委員会は台北に経済・貿易事務所を開設したが（IP/03/347）、同事務所が“External delegations, ...”に掲載されたことはない。また、欧州委員会は、2005年12月6日、ミャンマーに人道援助事務所（ECHO）を開設したが、これも掲載の対象外となっている。（委員会は、ミャンマー以外の国・地域にもECHOを置いていると思われる。）なお、1970年代からEC委員会（のち欧州委員会）はオランダ領アンティルに代表部を設置していたが、同代表部は1997年に事務所となり（欧州委員会、1997年版一般報告、ポイント1030）、のち閉鎖された。

*Corps Diplomatique...*はフランス語版のみで、年2回発行されるが、*Official Directory...*は英語版、フランス語版及びドイツ語版があり、年1回刊行される。

か否かの問題がある。この権利は国際交通権とも関連性をもつと考えられるので、本稿であわせて触れることとする。

## 1. 国際交通権について

### (1) 国際交通権の定義

国家が国際社会で、長期間にわたり孤立して生存することは、とくに現代では事実上不可能である。国家は、自然のうちに相互に交通し、自然のうちに他の国々と共同生活を営み、国際社会を形成する。その結果、国家間には各種の関係が生まれるが、このような関係のうち、公的なもので、かつ最高のレベルをもつものが外交関係である。

国家は、一般国際法上、国際交通権(right to international intercourse, right to international commerce または right of mutual commerce)を享有する。これは「漠然とした一般的権利」(a vague general right)で、これを語ることはもはや適当ではないといわれる<sup>2)</sup>。しかし、少なくとも国家間の関係を正常な状態で維持し、さらにこれを緊密化する目的で他の国(単数または複数)と交渉を行なうこと、そしてかかる交渉を行なうための公的性格をもつ使節(少なくとも一時的なもの)の派遣・接受、条約の締結等の国家行為を行なうことは、現代のいかなる国にとっても、その国が何らかの理由で特殊な環境に置かれているのでない限り、基本的な義務の一つであると言わなければならないであろう。国際交通権はいわばこの義務に対応するものであって、この権利が「漠然とした一般的権利」であるとしても、それはマルテンス(ロシア)のいうように国際社会の本質そのものから生ずるものであ

---

2) Robert Jennings and Arthur Watts (eds.), *Oppenheim's International Law* (9th Ed.; London and New York: Longmans, 1996), I, 451—2. これは編者たちの見解を反映したもので、オッペンハイム自身は、国際交通権なるものは存在しない、国際交通は国際人格の前提(presupposition)である、と述べている(L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* [1st Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1905], I, 192)。

り、国際法の基盤(base)という役割を担うものである<sup>3) 4)</sup>。この点は、過去においても、また現代においても変わりはない筈である。さらに筆者が強調したいのは、近年、国際機関の国際交通権が国際法における新しいテーマとなっている事実を無視すべきではないという点である。

国家は他の国家に対し、原則として国際交通権を一方的に主張することはできない。言い換えれば、この権利はあくまでも相手側となる国の明示的または黙示的な同意を得た上で行使するのでなければならぬ。国際機関が国際交通権を付与されていても、当然のことながらこの権利を一方的に主張することはできない。むしろ、この点では、国際機関は相手側の主体に対し、とくにそれが国である場合は、実際に国際交通権を行使するにあたって、心理的に受動的となる場合が間々あるのではないかと考えられる。

ニスは、使節権、会議参加権、条約締結権、通信を行なう権利、人及びものを交流させる権利等は国際交通権の系 (corollaries)である、と述べる<sup>5)</sup>。すなわち、使節権は上記の意味における国際交通権の一部を構成するものである。サルモンは、現行の国際法では、使節権より「外交関係を維持する能力」(faculté d'entretenir des relations diplomatiques) の表現がより正確であると述べているが<sup>6)</sup>、あるいはその通りかも知れない。

## (2) 国のもつ権利・義務、国際機関のもつ権利・義務

(イ) 国際法が規定する権利・義務の直接の帰属者が「国際法主体」であるが、近

3) F. de Martens, *Traité de Droit International* (Paris: Librairie A. Marescq Ainé, 1883), I, 404-5. 本書は、Alfred Léo がロシア語の原書をフランス語に訳したものである。

4) 国際交通権の定義は、例えば Franz von Holtzendorff, *Handbuch des Völkerrechts* (Hamburg: Verlag von J. J. Richter, 1887), II, 60-4; Alfred Chrétien, *Principes de Droit International Public* (Paris: Chevalier-Marescq et Cie, 1893), pp. 191-7; Alphonse Rivier, *Principes de Droit des Gens* (Paris: Arthur Rousseau, 1896), I, 264を参照されたい。

5) Ernest Nys, *Le Droit International: Les Principes, les Théories, les Faits* (Nouvelle édition; Bruxelles: M. Weissenbuch, 1912), II, 263.

6) M. Virally, P. Gerbet, J. Salmon, *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* (Bruxelles: Bruylant, 1971), I, 718.

代国際社会が成立してから今日に至るまで、最も重要な国際法主体は常に国家であって、その数はいまや200近くを数える。しかし、非国家主体も数多く、なかでも国家間の協力を推進する目的をもつ政府間国際機関が、とくに第2次大戦後の国際社会における重要な行動主体となっている。

山本教授は、国家は生得的・本源的な国際法主体であり、一切の国際法上の権利・義務が包括的に帰属する、一方、国際機関は国家の意思に基づいて国際法上の権利・義務を取得する派生的・二次的な国際法主体であって、権利・義務は部分的に帰属するにとどまる、といわれる<sup>7)</sup>。国際機関が取得する国際法上の権利・義務は、国家が生来的にもつ権利・義務に比較すればたしかに「部分的」なものであるが<sup>8)</sup>、筆者は、その内容が国際機関ごとに異なるという点がきわめて特徴的であると思う。

一つの国際機関に国際法上の権利・義務を与えるのはその国際機関の設立にかかわった国（あとから加入する国を含む。）であるが、これらの国は、国際機関の目的及び任務に応じて、さらに関係国の意思の一致に基づいて、当該国際機関に付与すべき権利・義務の内容を定める。当然の結果として、付与される権利・義務の内容は国際機関により違うものになるであろう。いわゆる超国家的国際機関と伝統的国際機関との間に見られる相違点の一つは相対的なもので、前者が取得する権利・義務の幅は後者のそれより広く、国家に帰属する権利・義務の幅にそれだけ近いということではなかろうか。

また、留意すべきは、国際機関のもつ権利・義務の内容が時日の経過とともに変わることがあるということである。かつてリチャードソンは、国際機関の研究にあたっては設立条約が実際にどのように運用されているか、また政治的進化という有機的プロセス（organic process of political evolution）によりどのような展開が生

---

7) 山本草二『国際法（新版）』有斐閣、1994年、123頁。

8) ドゥ・ソトは、かつて国際機関の対外能力（の幅）は国家のそれより狭い（moins large）、戦争を行なう権利または公共事業を組織する権利は（国際機関がこれを保持することは）問題外であろう、と述べた（J. de Soto, "Les Relations Internationales de la Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier," Académie de Droit International, *Recueil des Cours* [Leyde: A. W. Sijthoff], 1956-II, 34）。

ずるかを検討しなければならない、とくにヨーロッパの国際機関は、加盟国の間により高度の統合をつくりだすため、絶えざる進化の状態 (a constant state of evolution) にある、と述べたが、まことに至言であると思う<sup>9)</sup>。

筆者は、国家が国際法上認められている権利・義務のうち、域外の主体（主として国及び国際機関）にかかわるものがその国の「対外能力」または「国際能力」を形成する、そして、前述した国際交通権がいわばその裏付けとなっている、といてよいと考える。なお、国家が国際交通権を保持するとしても、前述のように、この権利を一方向的に主張できる訳ではない。

国際機関の場合は、第三国及び他の国際機関との公的關係において保持する権利及び義務が基本的にその国際機関の対外能力を形成するが、これが国際機関によって内容がまちまちであり、また、発足後の「進化のプロセス」で内容に変化が生じ得ることは前述したところから明らかであると思う。また、国際機関にしても、付与された国際交通権を第三国等に対し、その同意なしに行使することができないことは改めていうまでもない。

(ロ) 国家は相互に平等な関係に立ち、国家の対外能力も原則として同一の内容をもつ。そのため、国家が最重要な国際法主体となっている国際社会においては、相互主義の原則が尊重されてきた。しかし、国と国際機関との間、そして国際機関同士の間での公式関係は、国際機関の対外能力の内容がまちまちである当然の結果として、原則として相互主義によって支配されることはない。

(ハ) しかしながら、欧州共同体の対外能力については、一般の国際機関のそれとは区別して考えなければならない。それは、欧州共同体の対外能力は広い幅をもつもので、第三国及び欧州共同体の間では相互主義が作用する可能性が非常に高いと考えられるためである。

---

9) A. H. Robertson, "Legal Problems of European Integration," *Recueil des Cours*, 1957-I, 114-6.

### (3) 「超国家的国際機関」の意味

(イ) 欧州共同体は、よくいわれるように、*sui generis*、すなわち、いずれの種属 (*genus*) にも属することなく、それ自体でみずからの種属を形成する特異な性格の国家結合体である。具体的には、欧州共同体は「超国家的」と形容されているが、それでは超国家的国際機関の定義は何か。

国際機関が加盟国内の私人・企業に対し、法的拘束力のある命令等を直接に発出できる場合、その国際機関は超国家的であるという学者がおられるが、もしそれだけであれば、超国家的国際機関は19世紀中葉から存在したといわなければならないであろう。一例を挙げよう。ヨーロッパでは、19世紀初頭から国際河川を国際的に管理するための国際委員会が設置されるようになった。クリミア戦争後の1856年に置かれた欧州ダニューブ委員会 (European Danube Commission) は第2次大戦中の1940年まで活動していたが、クラインは、同委員会は個人に対し拘束力のある規則を発することができた、それは「部分的な国家権力」 (*partielle Staatsgewalt*) を行使した、という<sup>10)</sup>。しかし、欧州ダニューブ委員会の活動の対象が限られていたこともあって、国際法学者が同委員会を「超国家的」と形容することはなかった。

三つの欧州共同体のうち、最初に呱呱の声をあげた欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) も活動範囲は狭かったが、ECSC設立条約 (1951年4月13日署名) は前文で、(6カ国は) 経済的な共同体 (注 ECSC) を設立することにより、「一層広く、また一層深みのある共同体」 (*une communauté plus large et plus profonde*) の最初の基盤を築くことを決意してこの条約を締結する、と述べており、ECSCの創設が欧州統合のプロセスのはじまりに過ぎないことを明らかにしている。実際に原加盟6カ国は、数年後、欧州経済共同体 (EEC) 及び欧州原子力共同体 (ユーラトム) を発足せしめている。

(ロ) 畢竟、「超国家的」という概念は法律的というより政治的なものというべきなのであろう。ECSCが誕生するきっかけとなったのは、1950年5月9日、フランス

---

10) Karl Heinz Klein, *Die Übertragung von Hoheitsrechten* (Berlin: Duncker & Humblot, 1952), S. 31.

のシューマン外相(Robert Schuman)が行なった宣言であるが、彼自身は次のように述べている。

超国家的であるということは、国家主権を触れるべからざるものと見做し、契約に基づく義務—したがって、それは偶発的で、しかも解消することが可能である。—以外の主権に対する制限はこれを認めないとする国際的個人主義(individualisme international)と、構成諸国(支邦)が独自の領土主権を備えた上位国家に従属する連邦主義(fédéralisme d'Etats qui se subordonnent à un Super-Etat doté d'une souveraineté territoriale propre)との、ちょうど中間に位置するということである<sup>11)</sup>。

筆者にとって、これが超国家的国際機関について最も同感できる定義なのであるが、超国家性とは、決して「国際的個人主義」及び「連邦主義」の中間で静止している概念ではないと思う。筆者は、超国家的国際機関とは、連邦制国家(それがいかなる形のものであれ)に接近しようとして絶えず「進化」をつづける国際法上の主体であり、また、そのための権利能力を付与されている存在である、といてよいと考える。

三つの欧州共同体は、当初は主として経済及び原子力の平和利用の分野で加盟国の統合を進めたが、1993年11月、これら共同体を基礎に欧州連合(EU)を発足させ、一定の制約はあるものの、「共同体事項」に含まれない外交・安全保障・警察・司法の各分野における加盟国間の協力体制を整えた。また、E E C及びユーラトムの誕生に際し、欧州議会及び欧州司法裁判所は三つの欧州共同体に共通のものとなったが、1967年7月1日からは単一の理事会及び委員会を成立させる等、3共同体の機構面での同一性はますます高まっている。

ルーテルはE E Cにつき、その発足直後、「かくも広範な諸機能を与えられ、かつ、かくも重々しい諸機構を備えた国際機関は、必然的に連邦制の一面(un certain aspect fédéral)をあらわす。」と述べた<sup>12)</sup>。それから約50年、三つ(2002年7月23

11) Reuter, *La Communauté...*, Préface, p.7.

12) Reuter, "Aspect de la C.E.E.," *Revue du Marché Commun*, No.3 (Mai 1958), p.161, p.166.

日以降は二つ)の欧州共同体は連邦制の諸特徴を一層顕著に備えるようになっていくといえよう。もちろん、進化の過程で一時的な後退を余儀なくされたことは一再ならずあり、これからもあり得るであろう。また、究極的にはEUが目標そのものに到達せずに終わることもあるかも知れない。欧州共同体は、まさにこのような国際法上の主体であるといつてよいのではなかろうか。

(ハ) 対外的には、超国家的国際機関は非加盟国及び他の国際機関に対し、従来の国際機関以上に幅広く(場合によっては国家とほぼ同等に)国際法上の権利を主張し、また国際法上の義務を負う能力を有する。欧州共同体がこのような権利・義務の帰属者であり、また、一般的に見れば、時間の経過とともにその幅及び深みを増大させて来たといつてよいと思う。

## 2. 国際機関の対外能力

### I 国の対外能力・国際機関の対外能力

#### (1) 国際機関の対外能力

(イ) 前述したように、国家は他の国家と外交交渉を行ない、条約を締結し、外交使節(常駐及び一時的なものの2種類がある。)を派遣し、また接受する。領事を交換することは、古くから見られた。国家はまた国際会議に出席し、発言・投票を行ない、国際機関に加盟する。国家は、これらの行為を通じて国際交通に参加する。それでは、国際機関はこのような公的な行為を行なうことができるか。

国際機関は、国際法上の権利能力に基づき、さまざまな形で国際交通に参加している。本稿の冒頭でルーテルの所説を引用したが、筆者は、彼のいうように、国際機関は生来的に国際交通権を具備していると思ふでよいと考えている。

ルーテルは、さらに次のように述べる。

国際機関の対外能力とは、国際機関が一般的に(en général)国際交通に参加すること、たとえ擬似外交的な(paradiplomatique)形においてであっても能動的及び受動的に使節権を行使すること、国際条約を締結すること、(国際法上

の) 利益を代表すること、そして(みずからの違法行為による法益侵害について) 国際責任を負うことを意味する<sup>13)</sup>。

(ロ) それでは、国際機関は、形式的にも実質的にも、国家と同格の主体として国際交通権を享有することができるであろうか。国際機関のあるものにとっては、例えば国際会議に出席して表決に加わったり、第三国と条約を締結したりする必要はもともと皆無であろう。一方、国際機関の多くにとり、その任務を果たす上で多かれ少なかれ国際交通権を行使することが不可欠であるとしても、必ずしも国家と同一内容の対外能力を必要とする訳ではないであろう。拙見であるが、国際機関の対外能力はいわば内在的・潜在的なものであって、比喩的ないい方であるが、国際機関にとりその目的・任務の達成に必要であるか、少なくとも望ましいということが加盟国を含む関係諸国に認識されたとき(たとえそれが当該国際機関の発足後であっても)、これに対応する部分について当該国際機関の対外能力が抽出され、顕在化する、といてよいのではなかろうか。

一例として、国際機関の条約締結権について眺めてみよう。

国際機関が第三国または他の国際機関といつごろから協定を締結するようになったのか、筆者はつまびらかにすることができなかった。しかし、このような協定が数多く締結されるようになったのは第2次大戦後の現象であろう<sup>14)</sup>。国際機関が国際法上の条約締結権を享有できるか否かをめぐり、これまでさまざまな学説が提出された。しかし、条約締結権が当該国際機関の基本文書(設立条約等)に根拠規定がある場合、またはその目的・任務の達成に不可欠と認められる場合はこれを行使できることにつき、現在では疑問を抱く余地はないとされる<sup>15)</sup>。これは、一部の国

13) Reuter, *La Communauté...*, pp.116-7.

14) 1973年までに国際機関により締結された条約の数は1万を超えるといわれるが(Philippe Sands and Pierre Klein (eds.), *Bowett's Law of International Institutions* [5th Ed.; London and New York: Sweet and Maxwell, 2001], p.480, n.49)、その大部分は第2次大戦後の所産であると想像される。

15) Jennings *et al*( eds.), *Oppenheim's...*, I, 1219-1220; Sands *et al*(eds.), *Bowett's...*, p.457, etc.

際機関については、加盟国及び域外主体の明示的または黙示的な承認を得て、その対外能力から条約締結権が抽出され、顕在化した結果である、とってよいのではなかろうか。

## (2) 国際機関の使節権

(イ) それでは、国際機関は他の国際法主体（国または国際機関）に対し、能動的・受動的使節権、すなわちこれら主体との間で常駐外交代表を交換する権利能力を保持することができるであろうか。すなわち、国際機関は、国家と同じように使節権を享受することが可能であろうか。

デュプユイは、1960年に発表した論文で、国際機関同士の間でオブザーバーを交換することは、一方が他方の活動に参加するにあたっての「通常のルール」(règle normale) である、ある国際機関の他の国際機関に対するオブザーバーは当該国際機関の執行部ではなく審議機関（総会等）に信任され、発言権はあるが投票権はない、また加盟国代表に付与される特権・免除は通常オブザーバーには認められない、と述べている<sup>16)</sup>。

これが当時の国際社会の「常識」であったといえる。1960年といえば、E C S Cに加え、EEC 及びユーラトムがすでに活動を開始していたが、国際機関が域外の国際法主体、すなわち第三国及び他の国際機関に対し、外交代表を継続的に派遣し、また域外主体から外交代表を継続的に接受することは、まだ非常に目新しい現象であった。常駐外交使節の派遣及び接受は、それまでは原則として国家間に限って見られた慣行であり(例外的に、一部の不完全主権国及び連邦国家の支邦が相互の間で、または域外主体と、外交使節の交換を行なった。)、また、国と国際機関との間及び国際機関相互の間では、必要があれば一時的使節またはオブザーバーが往来する、というのが当時の一般的理解であった。

欧州共同体にしても、冒頭に挙げた二つの拙稿で見たように、当初は限られた範

16) R. J. Dupuy, "Le Droit des relations entre les organisations internationales," *Recueil des Cours*, 1960- II, pp.469-471.

困で常駐代表の交換を行なっていたに過ぎず、それも主として第三国が欧州共同体に対し代表を派遣していたのであって、欧州共同体が域外に代表を置いた例はまだ少数であった。しかし、その後、欧州共同体がこのような能力をもつこと、また、実際にその行使を必要としていることについて、徐々にではあるが国際社会のほぼ全体が理解し、承認するようになった、というのが筆者の解釈である。

(ロ) もちろん、欧州共同体が域外主体と外交代表を交換しているからといって、直ちに国際法上の使節権が欧州共同体に帰属すると主張することはできないかも知れない。筆者は、これは一つには使節権を広義に解するか、または狭義に解するかの問題であると思う。

非常に厳格な意味では (*sensu strictissimo*)、使節権はもっぱら完全主権国家に帰属し、かかる国家の間でのみ行使される。もし使節権をこのようにごく狭義に解するならば、当然、欧州共同体はこの権利を行使し得ないことになる。それでは、外交交渉権や条約締結権を厳格に解釈し、国家のみが享受できると定義すればどうか。これらの権利を行使している国際機関は現在では欧州共同体を含めて非常に多いが、この定義の下では、これら国際機関の対外面における権利能力は、その一切を否定しなければならなくなるであろう。

しかしながら、国際交通権をこのように狭く解釈し、主権国家以外の国際法主体にその享有を認めないとするのは、第2次大戦後における国際社会の実情にまったくそぐわないといわざるを得ない。今日では、国際機関はそのメンバーシップが普遍的なものであれ地域的なものであれ、またその目的・任務が総合的なものであれ専門的なものであれ、その多くが国際社会の重要な行動主体として積極的に国際交通に参加しており、何人もこの事実から目をそらすことはできない筈である。

(ハ) 欧州共同体の使節権については、すでに半世紀以上の長期間にわたって数多くの域外主体、とくに第三国がその存在を認め、これに常駐代表を派遣し、また、共同体の常駐代表を接受し、彼等に外交ステータスを付与してきた。最初は、使節権といっても、三つの共同体に加盟するまでのイギリスとの間で行使されたものを除けば、ルーテルが形容したように、それは「擬似外交的」なものであったかも知

れない。欧州共同体の使節権が単に事実としての慣行（たとえその慣行が長い間にわたって反復・継続されてきたものであっても）ではなく、それが国際社会を構成する国際法主体、とくに第三国の多くが、その慣行に従うことが国際法上求められている、または国際法に適合するものである、と確信するようになるには、それなりの年月を必要としたのである。

しかし、現在では欧州共同体が域外主体と交換している常駐代表の数は非常に多い。第三国に限定しても、*Official Directory*…の最新版によれば、欧州委員会は約100の国に代表を派遣しており、一方、*Corps Diplomatique*…の最新版によれば、欧州共同体は実に約160の国から代表を受け入れている。欧州共同体ないし EU に加盟する等の理由で代表を引き揚げた第三国は多いが、上記の数字にはこれら代表の数は含まれていない。なお、欧州委員会の域外代表の相当数が一またはそれ以上の第三国を兼任しており、さらに、これら兼任国の若干には代表代理(*chargé d'affaires a. i.*)を長とする委員会の代表部が置かれている。したがって、委員会が代表されている第三国の数は実際には100より多く、欧州共同体に代表を信任せしめている第三国の数にかなり接近する筈である<sup>17)</sup>。

これに加えて、欧州共同体が域外の国際法主体、とくに第三国に派遣し、また、これら主体から受け入る外交代表部の大部分は、現在では国家間で交換されている外交使節団と同一またはきわめて類似するステータスを享有しているといつてよい。筆者は、これは明らかに国際社会を構成する諸国のほとんどが、欧州共同体が使節権の帰属者であることを明示的または黙示的に承認するに至った結果であると思う。

---

17) *Official directory*…の“External delegations, …”には欧州委員会の各在外代表が兼任する国及び地域（欧州共同体に連合された海外領土 [OCT] が多い。）が注記されているが、そのいずれに代表代理を長とする代表部が置かれているかは示されていない。2000年6月23日、欧州共同体及び同加盟国とコトヌー協定を締結したアフリカ、カリブ及び太平洋（ACP）諸国に多いようであるが、これは同協定が、第36条1. で欧州委員会はACP諸国のそれぞれに、または地域グループ(regional grouping)のそれぞれに代表を置く、代表を欠く諸国には代理を置く、と規定している結果と思われる。また、ACP諸国以外の第三国にも、代表代理を長とする代表部が少なくない。（しかも、このような代表部が置かれている国の相当数については、近隣国にいる代表が代表の資格で兼ねて信任されている。）筆者は、これら代表部も“External delegations, …”に掲載されてしかるべきであると考えられる。

すなわち、少なくとも欧州共同体に関しては、加盟国を含む多くの関係諸国の承認を得て、その対外能力から使節権が抽出されるようになったと見てよいのではない。俗な表現を用いるならば、筆者は、欧州共同体に関する限り、国際機関の使節権は国際社会において広く「市民権」を獲得するに至ったと考えるのである。

見方によっては、欧州共同体が国際法上の使節権を享有することを、国際社会を構成するすべての国・国際機関が一致して認めるにはまだ至っていないかも知れない。2000年をカバーする欧州委員会的一般報告によると、同年末、委員会は計161の国及び国際機関に信任されていた、うち128については外交ステータスを伴うものであった、という（ポイント1046）。委員会の域外代表部の全部に対して外交ステータスが付与されている訳ではなかったことがわかる。

(二) 欧州共同体に使節権を行使する能力が備わっていることを、国際社会がいつ承認したか。それは、1988年なかば、ソ連、中・東欧の社会主義諸国がそれまでの態度を改め、欧州共同体の対外能力を承認したとき（EC 委員会、*Bulletin*, 1988年6月、ポイント1. 5. 3）と見てよいかも知れない。しかし、もっと早くからであったという考え方もあろう。ある慣行が慣習国際法に転化するまで、国際社会を構成する国々のうち、いかなる範囲の国によって、またどの程度の長さの期間にわたって反復されることが必要であるかを特定することは、もともと困難なのである。その意味で、いわゆる法的信念（*opinio juris*）とは多分に主観的な概念であると言わなければならない<sup>18)</sup>。

それにしても、最初の欧州共同体、すなわちE C S Cの最高機関がその創成期にイギリスとの間で真の外交使節と見做される代表を交換した事実は、欧州共同体が使節権を有することを国際社会が普遍的に認めるまでのプロセスを、ある程度は短縮したものと思われる。

---

18) この点については、Ian Brownlie, *Principles of Public International Law* (6th Ed.; Oxford, etc.: Oxford University Press, 2003), pp.6-12; 田畑茂二郎『国際法（新版）』法律学全集55、有斐閣、1973年、90-106頁等を参照されたい。

## II 国家間の外交使節：その起源について

本稿に先行する二つの稿で明らかにしたように、国際機関による使節権の行使は、欧州共同体の誕生までは国際社会ではほとんど見ることがなかった法現象であった。しかし、すでに述べたように、欧州共同体の発足後しばらくは、欧州共同体が常駐使節を第三国または他の国際機関との間で交換していたことは事実であるとしても、「使節権」を厳密な意味に解釈する限り、それは多くの場合、使節権の形式及び実質をもたないものであったと言わざるを得ないであろう。しかし、国家間で行使される使節権にしても、最初は現在とはかなり違う形で行使されていたものと想像されるのである。

そこで、次に、国家の間で交換された最初の常駐外交使節が誰であったかについて考察することとしたい。

(イ) 常駐外交使節は15世紀のイタリア諸国ではじめて交換されたというのが通説になっているが、それでは、最初にどの国がどの国に、そして誰を派遣したのか。彼は自国の元首（または他の任命権者）からどのような資格及び任務を与えられ、また相手国の元首（または他の信任先）からどのように接受され、どのような便宜または待遇を与えられていたのか。

15世紀なかばのイタリアでは、フィレンツェ、ナポリ（シチリア王国）、ミラノ及びヴェネツィアの4大都市国家に教皇領を加えた五つの勢力が相互に拮抗する状況にあったが<sup>19)</sup>、ヨーロッパでは、これら諸国の中で最初の常駐外交使節が交換されたといわれる。例えばヴェックマンは、ミラノ公国のスフォルツァ（Francisco Sforza）が、1446年、自らの代表としてニコデモ・デ・ポントレモリ（Nicodemo de Pontremoli）をフィレンツェ共和国のコジモ・デ・メディチ（Cosimo de Medici）の許に派遣した、スフォルツァは1450年にミラノ公となり、ニコデモはこのときか

---

19) 「教皇領」はフランク国王ピピン(小)が756年、教皇ステファヌス2世に寄進した中部イタリアの領土をさすが、これにより、名目的にせよ教皇領国家(Kirchenstaat)が発足した。1309年、当時の教皇はアヴィニョンに居を移したが、1377年、ローマに復帰した教皇権は領土主権の実質を帯びるようになり、次第にイタリア諸国の権力闘争にまき込まれていった。

ら最も厳格な意味における外交使節になった、という。ヴェックマンは、「ニコデモは、アルノ川が流れる市（注 フィレンツェ）で、スフォルツァの利害に関する非常に多くの事柄（*matières les plus diverses*）にかかわった。」と述べ、彼が果たした職務の内容を、かなり漠然とではあるが明らかにしている<sup>20</sup>。それでは、ニコデモ（とくに1450年迄の彼）は一体いかなる資格をもち、またフィレンツェは彼にいかなるステータスを付与していたのであろうか<sup>21</sup>。

しかし、最初の常駐外交使節が誰であったかについては、ヴェックマンとは異なる説も唱えられている。一例を挙げよう。ヴェックマンは、ミラノ公が1455年、ジェノヴァ及びナポリにも常駐代表を派遣した、と述べているが、興味あることに、クラウスケは、同年ジェノヴァに置かれたミラノの使節団こそ最初の常駐代表部である、としている<sup>22</sup>。

一方、国家間で常駐外交代表が交換されるようになったのは15世紀より早くから見られたという学者も多い。例えば、オッペンハイムは、最初の外交使節団は13世紀に出現した、と述べる<sup>23</sup>。

しかし、近代以前のヨーロッパでは、主権を備えていたといわれる主体とは、主として封建諸侯領（*seigneuries*）や自治都市であった。ニスは、1500年のヨーロッパには2000以上の主権者がおり、使節権を行使していたが、その後各国で権力の集中が進むにつれて使節権の行使者の数は減少した、例えばフランスでは15世紀に中央権力が強くなり、同世紀末になると国王のみが使節権を独占するようになった、という<sup>24</sup>。ローレンスは、常駐大使を外国の宮廷に派遣する慣習を最初に取り入れ

---

20) “Les Origines des Missions Diplomatiques Permanentes,” *Revue Générale de Droit International Public* (Paris: Editions A. Pedone), Avril-Juin 1952, p.168.

21) ヒル (David J. Hill) はヴェックマンとほぼ同じことを述べ、ニコデモは、1450年以前は “a private agent” にすぎなかった、としている (*A History of Diplomacy in the International Development of Europe* [New York, etc.: Longmans, Green and Co., 1906], II, 604).

22) Otto Krauske, *Die Entwicklung der ständigen Diplomatie vom fünfzehnten Jahrhundert bis zu den Beschlüssen von 1815 und 1818* (Leipzig: Duncker & Humblot, 1885), S. 30.

23) Oppenheim, *International Law...* (1st Ed.), I, 417. 同書の第9版, Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's ...* では I, 1052.

24) Nys, *Le Droit International...*, II, 395.

たのはフランスのルイ16世（在位1461—1483）であった、と記述している<sup>25)</sup>。

(ロ) ウィートンは、1648年のウェストファリア講和のあとヨーロッパのすべての宮廷に外交使節団が置かれるようになったと述べているが<sup>26)</sup>、プエンテが常駐使節の制度が発足したのはウェストファリア講和のあとであるとしているのは<sup>27)</sup>、あるいはそのためであろうか。

いずれにせよ、常駐外交使節の制度は、やがてヨーロッパ諸国のみならず、米国、トルコ等をはじめとしてヨーロッパ以外の地域にも徐々にひろまり、根を下ろすようになった。

(ハ) 筆者自身は、最初の常駐外交使節が誰かの問題を扱うにあたっては、領事(官)がその任務を果たすため、任地に一定期間常駐するという特性に注目すべきであると考えている。公的な性格をもつ者が任地に常駐していれば、任地の官憲と外交交渉等を行ない、その結果、近代国際法の下における外交使節と類似する職務及び地位を得るに至ることがあろう。これが常駐外交使節制度の淵源であるとは考えられないであろうか。

現在の領事制度の起源と認め得る制度は、11世紀末から13世紀後半に見られた十字軍の運動に関連して設けられたといわれる。ジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィア等のイタリア港湾都市は、レバント地方に建設された商業植民地に“vicomte”、“podestat”等、さまざまな名称をもつ官吏を任命したが、13世紀はじめには、彼等の名称は“consul”にほぼ統一された。中世の領事は、一般に本国都市の市民でそれぞれの管轄区域に居住する者に対し、行政上・司法上の強い権限をもっていたが、とくにヴェネツィア及びジェノヴァがそれぞれコンスタンティノポリスに任命した podestat は、このような権限に加え、それぞれがラテン帝国皇帝及び同帝国

25) T. J. Lawrence, *The Principles of International Law* (3rd Ed.; London: Macmillan and Co., 1900), p. 259. 本書はその後も版を重ねたようで、1920年刊の Jacques Dumas 等によるフランス語訳は第5版によっている。

26) Henry Wheaton, *Elements of International Law* (Oxford: Clarendon and London: Humphrey Milford, 1936), I, 438.

27) Julius I. Puente, *International Law as Applied to Foreign States* (Chicago: Burdett J. Smith and Co., 1928), p.87.

滅亡後のビザンティン帝国皇帝に対し、本国都市を代表するという外交使節本来の職務及び地位を与えられていた<sup>28)</sup>。

近代的な常駐外交使節の制度がヨーロッパで成立したあとも、イスラム圏に赴任するヨーロッパ諸国の領事は、圏内の諸国及び本国が締結する条約(“capitulation”と呼ばれた。)の下で依然として強大な権限をもちつづけ、場合によっては外交使節と同じ地位及び名誉を与えられたという<sup>29)</sup>。

近代の領事制度は主として二国間で締結された条約を通じて形成されたが、国によっては、領事官に外交代表とほぼ同様なステータスを認めたり、また、領事官が外交活動を行ったりすることは別に珍しいことではない。1963年4月24日に作成された領事関係に関するウィーン条約(1967年3月19日効力発生)は、領事官が一定の条件の下で外交活動を遂行することを認めているが(第17条1.)、この規定が設けられるには、それなりの歴史的背景があったといわなければならない。

(二) 国家間で交換される常駐外交使節の制度がいつ、どこで生まれたにせよ、それが慣習国際法の重要な一部となり、また一般条約として成文化されるまでには数百年に及ぶ長い年月を必要としたことは明らかである。欧州共同体による常駐使節の派遣・接受の制度が国際社会において現在の姿を見せるようになるには、やはりそれなりの時間が必要であったというべきであろう。なお、本紀要2007年度/No. 1

28) 第4次十字軍(1202-04)は1204年4月、東ローマ(ビザンティン)帝国の首府コンスタンティノポリスを攻略、ラテン帝国を建設したが、これに協力したヴェネネツィアは旧帝国の全域にわたり商業特権を独占し、また領土の一部を獲得した。ヴェネネツィアはここに podestat を任命したが、彼はラテン帝国皇帝に対し、あたかも外交使節のように本国を代表する資格を認められたという(伊藤不二男「中世の領事制度—領事の名称と選任—」九州大学法政研究会『法政研究』第21巻第2号、1954年2月、138頁; Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* [2nd Ed.; London, etc.: Longmans, Green and Co., 1922], I, 240, n.1)。ジェノヴァは1261年7月、ビザンティン帝国の復活後、コンスタンティノポリス付近に商業植民地を得てここに podestat を任命したが、彼もまた、外交使節のごとく帝国皇帝に対して本国を代表する資格を有していた(同、139-140頁)。なお、周知のように、ビザンティン帝国は1453年5月、オスマン帝国により征服され、コンスタンティノポリスは「イスタンブール」と改称された。

29) 伊藤不二男「近世における領事の裁判権」『法政研究』第38巻第2-4号、1972年7月、24頁。なお、伊藤教授は、同誌第21巻第3・4号(1954年3月)にも「中世の領事制度の特色—領事の職務を中心として—」を寄稿しておられる。

---

で欧州憲法制定条約（2004年10月29日調印）について触れたが（29－30頁）、2007年6月の欧州理事会はこれにかえて新しい基本条約を作成することを決定した。これに伴ない、欧州共同体による常駐代表の派遣・接受の制度は若干手直しされることになる（末尾の「付記」参照）。

### Ⅲ 外交関係・領事関係に関する国際法

（イ）当初、外交使節に関する規則は、国家の実行が長期間にわたって繰り返された結果、次第に法的拘束力をもつ慣習国際法となった。その整備にあたっては、ヨーロッパの神学者・法学者の研究が大きな役割を果たし、外交使節の派遣及び接受は、使節権の名の下に国家の国際法上の一権利と認識されるようになった。ウィーンは、使節権は17世紀に確立した、といている<sup>30)</sup>。

（ロ）19世紀に入って、常駐外交使節の階級及び席次に関しウィーン規則(1815年)及びエクス・ラ・シャペル規則（1818年）が作成された。田岡教授のいわれるように、これらは当時外交上最も有力なヨーロッパ諸国の間の協定であったため、他の国家もほぼこれに倣うことになった<sup>31)</sup>。

（ハ）国連総会が1961年3月、ウィーンに召集した外交関係会議で外交関係に関するウィーン条約（以下、「外交関係条約」と略す。1964年4月24日効力発生）が採択され、それまで主として慣習法として順守されてきた外交関係にかかわる規則の多くが成文化され、ここに外交関係に関する国際法の一般的法典化がなし遂げられた。

外交関係条約につづき、1963年、前述の領事関係に関するウィーン条約が作成された。さらに、特別使節団に関する条約がニュー・ヨークで1969年12月8日に採択され、1985年6月21日効力を発生した。また、国家代表と普遍的国際機関との間の関係に関するウィーン条約が、1975年2月4日から3月14日まで開催された外交会議で採択された。（この条約は、まだ効力を発生していない。）

---

30) Wheaton, *Elements...*, I, 243.

31) 田岡良一『国際法講義』有斐閣、1975年、506－7頁。

これらの条約は、もっぱら国家間の公式な関係に適用される一般条約である。国と地域的国際機関との間及び国際機関（普遍的なものであるか地域的なものであるかを問わず）相互の間の公式関係にかかわる一般条約は存在しない。このような関係を構築し、維持するためのさまざまな慣行が生まれつつあり、また多くの国家が、少なくともそのいくつかについて法規範としての拘束力を認めているとしても、それはまだ十分に、また組織的に蓄積されるに至っておらず、一つの法体系を形成しているとはいえないのであろう。

(二) カプテイン及びフェルローレン・ファン・テマートは、外交関係条約の規定は慣習国際法を体現する限りにおいて欧州共同体を拘束する、と述べる<sup>32)</sup>。しかし、この条約が一般的適用性を持ち、非当事国をも拘束することはあっても、国及び国際機関の間並びに国際機関相互間の公式関係にまで直ちに適用され得るか否かは疑問であろう。筆者は、むしろラソックによる次の記述に共感を覚える。

外交関係条約は国家にのみ適用され、また、1975年の条約（注 国家代表と普遍的国際機関との間の関係に関する条約）は欧州共同体の加盟国によってまだ受諾されていない。したがって、欧州共同体による使節権の行使は、国際法上の人格に対する欧州共同体の主張及び共同体が関係を樹立した国・国際機関による（この主張の）承認にその根拠を置いている<sup>33)</sup>。

この点について、さらに拙見を述べたい。それは、欧州共同体が国際機関としてはじめて域外の国及び他の国際機関と外交代表を継続的に交換するという慣行を確立し、国際社会を構成する多くの国によってこれが共同体のもつ国際法上の能力として許容されるに至った、すなわち、慣習国際法の一部として定立したとしても、それはいかなる規範も及ばない処女地（*terrain vierge de toute norme*）においてはなかった、ということである。欧州共同体も、これと公式関係に入った国及び国際機関も、相互に常駐使節を派遣し、また接受するにあたっては、数世紀にわた

32) P. J. G. Kapteyn and P. VerLoren van Themaat, *Introduction to the Law of the European Communities* (3rd Ed.; London, etc.: Kluwer Law International, 1998), p.1272.

33) K. P. E. Lasok, *Law and Institutions of the European Union* (7th Ed.; Edinburgh, etc.: Butterworths, 2001), p.98.

って国家間に築き上げられてきた常駐外交使節をめぐる慣習国際法（外交関係条約が効力を発生したあとは同条約）を、意識的または無意識的に、可能な範囲で類推適用してきたといえる。そして、それ故にこそ、欧州共同体及び域外主体の間の代表交換は、比較的短期間に一つの国際法上の制度として結晶したといえるのではなかろうか。なお、特別使節団に関する条約にいう「特別使節団」は、同条約第1条(a)によれば、特別な問題を処理するため、または特別な任務を達成するため、一国から他国に派遣される一時的な使節団（a temporary mission）であるが、国際会議に派遣される代表团もこれに含まれるので、特別使節団に関する条約も、事実上、一定の限度までは欧州共同体を含む多くの国際機関を拘束するであろう。

(ホ) 国際関係において、たとえ国家が国際法上の義務として課せられていると判断していなくても、通常の場合はこれを順守しているという慣行がしばしば存在する。例えば、多くの国で外交団リストを編集・発行するのが慣行となっているが、これは法的な義務として行なっているのではなく、単にその存在が実務上便利であるためである。（かかるリストを作成していない国も、少数ではあるが存在する。）

欧州共同体については、1967年7月以前はE C S C最高機関、E E C委員会及びユーラトム委員会のそれぞれが外交団リストを刊行していた。E C委員会はこれを一本化し、*Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes* のタイトルの下に編纂したが、前述のように、欧州委員会はこの作業を引き継いでいる。

カトリック諸国では、慣行として教皇庁使節が外交団長になるが、欧州共同体の場合、教皇庁が1970年11月10日にE E Cと外交関係を樹立することを決定し、カルディナーレ枢機卿（Mgr. Eugène Cardinale）が初代代表に任命されたとき、E C理事会及びE C委員会は、教皇庁代表を欧州共同体に対する外交団の団長とすることを決定した（E C委員会、*Bulletin*、1971年1月、ポイント92）。

このように、欧州共同体は、国家が法規範としての拘束力をもたなくとも順守している慣行（カトリック諸国のような特定の国家群の間で行なわれる慣行を含む。）についても、できる限りこれを適用しようとしているのである。

(ヘ) 欧州共同体によって国際法上の使節権が行使されるようになったといっても、欧州共同体のもつ使節権は、国が保持する使節権と比較した場合、いくつかの特徴が見出される。しかし、この点に関しては、スペースの制約上、省筆せざるを得ない。

### 3. 欧州共同体の名誉権

筆者は、国際機関が享有し得る国際法上の権利の一つとして名誉権(right to respect, 羅 *jus honoratum*)があると考えている。この権利は国際機関の国際交通権と関連性をもつと思われるので、ここで触れることとしたい。

(イ) 国家は、その威厳をあらわす国旗、国歌その他の標章(emblem)を尊重せしめる権利をもち、また、国家の威厳を国外で代表する元首、外交使節等に対し、相当の礼遇、とくに一定の特権・免除を付与するよう、関係する諸外国に対して求めることができる。国際機関に対しても同様の権利が認められるのは、別に新奇なことではない。次に、欧州共同体の標章の場合について眺めて見よう。

(ロ) 1955年10月25日、欧州評議会(Council of Europe)の議員会議は、Recommendation 88(1955)により、群青の地に12の黄金色の星をサークル状に配したデザインの旗を「ヨーロッパの旗」として採用することを同評議会の閣僚委員会に勧告した。同年12月9日、閣僚委員会は Decision (55) 32によりこれに同意し、12月13日、「ヨーロッパの旗」の使用がパリで公式に開始された。議員会議は、他のヨーロッパ国際機関にもこの旗を使用するよう数回にわたり懇請した。しかし、欧州共同体が欧州評議会の懇請に直ちに応ずることはなかった。むしろ欧州共同体の諸機関は、それぞれ独自の標章を案出し、使用した。例えば、欧州議会は“EP/PE”のイニシアルを樅の葉で囲んだデザインの標章を用いた。

一方、「ヨーロッパの歌」は、1971年7月8日、欧州評議会の議員会議(具体的には、議員会議の休会中、これに代わって行動する常設委員会)が Resolution 492(1971)をもって提案し、これを1972年1月になって閣僚委員会が承認したもの

で、同年5月、はじめて公式に披露された。これは、ベートーヴェンの第9交響曲に採り入れられたシラーの頌歌「歓喜に寄す」を、フォン・カラヤンが編曲したものである。

(ハ) 欧州共同体全体について、国際法上尊重されるべき標章、とくに旗を制定すべきことを最初に提案したのは、おそらく欧州議会のファン・デル・フース・ファン・ナーテルス (M. van der Goes van Naters) 議員であろう。同議員は1959年、欧州議会政治・制度問題委員会の委嘱により “Rapport sur les Problèmes que posent les Relations des Communautés Européennes avec l’Extérieur, en particulier le Droit de Légation et de Pavion” を作成、同年11月9日、委員会はこれを満場一致で採択した(Doc. No.87/1959)。1960年11月19日、欧州議会本会議は、この報告を修正の上で採択した<sup>34)</sup>。

(ニ) それから約20年が経過したあとの1979年、欧州共同体の旗の採用に関する決議を求める動議が欧州議会に上程され (Doc. 1-454/79)、また、1982年には、本件に関する同議会政治委員会の報告が提出された (Doc. 1-454/82)。

このような背景の下に、1983年4月11日、フォン・ハッセル (Kai-Uwe von Hassel) 議員は欧州議会に対し、欧州評議会が採用した旗を欧州共同体の旗とするという内容の決議案を提出、欧州議会はこれに基づき “Resolution on the adoption of a flag for the European Community” を採択、欧州共同体が「ヨーロッパの旗」を使用すべきことを決議した。この決議の第3項は、欧州議会が使用している非公式な標識は撤回する、としている<sup>35)</sup>。1985年6月28日及び29日、ミラノで開催された欧州理事会は、欧州評議会が採用した旗及び歌を欧州共同体の旗及び歌とすることを正式に決定した。

個人的な見解であるが、フォン・ハッセルは1965年から1980年までドイツ連邦議会の議員 (キリスト教民主同盟) を勤めた著名な政治家であるが、欧州評議会の

34) *Journal Officiel des Communautés Européennes*, No.79, 1960年12月16日付。

35) *Official Journal of the European Communities*, No. C128/18, 1983年5月16日付; EC委員会, *Bulletin*, 1983年4月, ポイント2. 4. 20。

議員会議のメンバーでもあり、1977年から1年間は議員会議副議長であった。1983年、フォン・ハッセルが上記決議案を提出した理由の一つは、彼の欧州評議会とのかかわりであったとはいえないであろうか。

それはともかく、1985年5月29日、欧州共同体関連の諸機関は欧州評議会が採用した「ヨーロッパの旗」をいっせいに掲揚、また「ヨーロッパの歌」を演奏した(欧州委員会、*Bulletin*、1986年4月、ポイント2. 1. 81)<sup>36)</sup>。

(ホ) 筆者がEUの出版関係及び欧州評議会のサイトで得た情報によると、欧州評議会及び欧州委員会はヨーロッパの旗の使用がその尊厳を維持すること及びその悪用を防ぐことに責任を負っている<sup>37)</sup>。なお、欧州憲法制定条約は、第I-8条でヨーロッパの旗及びヨーロッパの歌を、標語及び通貨(ユーロ)と共に、EUの象徴(symbols)と規定したが、2007年6月の欧州理事会は、これにかわる新基本条約にはこのような規定を置かないことを決定した。

## おわりに

(イ) 筆者は、欧州共同体が実際に使節権を行使した最初の国際機関であると結論して差し支えないと考える。また、筆者はこの事実が欧州共同体の性格が「超国家的」と形容されるようになった一つの原因であるとの見解である。

(ロ) 国際組織法は国際法という腐葉土の中で発芽し、成長したが、現在では、既存の国際法規の多くに対し直接または間接に大きなインパクトを与えるまでになった。筆者は、本月報2006年度/No. 3に掲げた拙稿の冒頭でポーウェットを引用したが(62頁)、彼のいうように、国際組織法は国際法の一部であり、国際法から

---

36) 1986年5月31日-6月1日付 *Le Soir* (ブリュッセル)、1面。なお、David Phinnemore and Lee McGowan, *A Dictionary of the European Union* (London and New York: Europa Publications, 2002)によると、2001年、ヨーロッパの旗のデザインを改めようとする動きがあったという(174頁)。

37) EUの出版関係及び欧州評議会のサイトは次の通り(アクセスは2007年5月4日)。  
<http://publications.eu.int/code/en/en-5000100.htm>  
<http://www.coe.int/>

インスピレーションを引き出すが、その一方で、国際組織法は国際法に対し独自の貢献を行なっているのである。

国際機関の対外能力に関しては、各国際機関は今後とも関連の慣行を積み重ね、国際法に新しい内容を盛り込み、また、これにさまざまな刺激を加えつづけるであろう。国際機関の対外能力の問題はまだ新しい、同時にきわめて魅力に富むテーマである。筆者が扱った国際機関の使節権の問題は、とくにそうであると思う。この権利が、国際機関の対外能力のうちでも、これまで顕在化が遅れていた部分に含まれるからである。

(ハ) 国家間の常駐外交使節の起源は必ずしも明確にされておらず、歴史の襞に隠されている部分が多いが、国際機関による常駐代表の派遣及び接受については、欧州共同体がその嚆矢となったことは明らかである。しかし、筆者は、欧州共同体についても初期の状況、とくに ECSC 最高機関と第三国及び国際機関との常駐代表の交換ぶりについて、後世のため、いま正しく記録しておく必要があるのではないかと思う。さもないと、国家間の使節の起源と同様、欧州共同体が派遣し、また接受した初期の代表に関する情報が一部なりとも失われる危険があろう。すでに情報の混乱が生じており、例えば、ライヒリングはイギリス代表部が欧州共同体に対する最初の代表部であった、と述べる一方で、「1952年、米国が最高機関に対する常設代表部を設置して以来、多くの第三国がこの例に倣うことになった。」という<sup>38)</sup>。また、ラソックは、2冊の書物で、イギリス及びスウェーデンが最高機関に対し常駐代表を派遣した最初の国で、日本がこれにつづいた、と述べている<sup>39)</sup>。実際には、本月報2006年度／No. 3の拙稿で明らかにしたように、最高機関にはイギリス、米国、スウェーデン、ノルウェー、スイス、デンマーク、オーストリア、日本が、この順序で代表部を設置したのである(65頁)。

38) Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Heule [Belgique]: Edition UGA, 1964), p.49, p.51.

39) Lasok, *Law and Institutions...*, p.99; David Vaughn(ed.), *Law of the European Communities* (London: Butterworths, 1986), I, 44.

(二) 将来は、EU のほかにも、高度の国際協力を推進するため、超国家的国際機関のカテゴリーに含め得る強力な国際機関が出現する可能性があるだろう。とくに、それがEUと同様、特定の地域の統合を目指す強力な国際機関であれば、第三国等の域外主体（EUを含む。）と外交関係を設立し、また常駐使節を交換するに至ることも十分に考えられよう。その場合は、これら国際機関にとって欧州共同体の実行ぶりは貴重な先例となり、ほぼそのまま踏襲することになるのではなかろうか。

[付記] EUの新しい基本条約

2007年6月21日及び22日、ブリュッセルで開催された欧州理事会で、EU加盟27カ国は欧州憲法のコンセプトが放棄されたことを宣言、2004年10月29日に調印された欧州憲法制定条約にかわる新しい基本条約の内容について合意した。（交渉は23日早朝になって終結した。）7月23日から条約案を作成するための政府間協議（IGC）がスタート、27カ国は、10月18・19日にリスボンで開かれた欧州理事会で、作成された条約案のテキストにつき最終的に合意した。27カ国は、12月13日、リスボンで新条約に調印した。

「リスボン条約」は、各国での批准手続が順調に推移すれば2009年前半に効力を発生するといわれるが、これはEUによる能動的・受動的使節権の行使にも少なからざる影響を及ぼすであろう。例えば、「欧州対外活動庁」(European External Action Service)が創設され、また第三国及び国際機関に対する欧州委員会の代表部は「EU代表部」に変貌する。しかし、欧州共同体に対する第三国代表が欧州理事会議長または外務・安全保障上級代表のいずれに信任状を提出するのか等、現時点では推測の及ばない点も多い。

（筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員（元外務省員））